



Vol.20

— 令和3年9月発行 —

烏川流域森林組合

発行責任者 代表理事組合長 市川平治
〒370-3402 群馬県高崎市倉渕町三ノ倉303

TEL 027-378-2030

印刷所 有限会社 榛輝

発足20周年記念号



地ごしらえに汗を流す

ふるさとの
もり
森林を育てる

森林組合

組合長あいさつ

代表理事組合長

市川 平治



烏川流域森林組合二十周年記念「森だより第二十号」の発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

冒頭に記したとおり、本組合は平成十三年の発足以来、二十周年の節目を迎えました。

その間、組合の歩みを暖かく支えて下さった歴代の役職員、組合員の皆様、そして、関係者各位のご理解ご協力に対して心から感謝申し上げます。

このように、記念すべき「第二十回通常総代会」ですが、コロナ禍の影響により昨年と同じく規模縮小の上、書面議決にご協力頂く形での開催を余儀なくされたことは残念に思います。

総代会の内容については、別項目で詳しくご報告申し上げますが、令和二年度の事業収益は、対前年度比109%の増加、金

額にして一千万円余の増収となりました。

また、部門毎の事業展開も関係各位のご協力によって、順調に進めることが出来ました。重ねて感謝申し上げます。

さて、ここで二十周年に因んで、森林組合の歴史を紐解いてみたいと思います。

森林組合制度そのものが発足したのは、明治四十年の森林法改正まで遡りますが、内容的には現在の森林組合制度とは多少異なるものでした。現在のような制度になったのは、昭和十四年の森林法改正からと考えて良いでしょう。

ご承知の通り、本組合は平成十三年に榛名町・倉渕・箕郷町・高崎市の四組合の合併で誕生しましたが、合併四組合の歴史を振り返ると、昭和の町村合併や関係法令の改正による再編はあるものの、基本的に昭和十六年〜二十年の間に設立されていることが分ります。

これは、昭和十四年の森林法改正の当時、国策によって、町村単位の森林組合設立が強力に推進されたことによるものでした。昭和二十四年までには、群馬県下で一〇二の森林組合が誕生しています。（※参考・令和三年現在では十五組合）

その後、林産物需給の構造的変化や、インフラ整備の進展により経済圏・生活圏が拡大した結果、森林組合の広域合併が志向されるようになり、平成四年には「群馬県森林組合合併構想」が策定されました。そして、平成十二年に「烏川地区森林組合広域合併推進協議会」が設立され、翌年の平成十三年に「烏川流域森林組合」として呱呱の声を挙げるようになります。

これは、間もなく動き始める「平成の市町村合併」の流れに先鞭をつけることに繋がったと言えるかも知れません。

また、古い話ですが森林組合と町村合併に関する事柄で、次のようなエピソードも記録に残したいと思います。

合併した四組合の内、倉渕だけが「村」を付けていないことにお気付きでしょうか？

実は、倉渕村は組合設立当時の昭和十六年には、碓氷郡烏渕村と群馬郡倉田村という、烏川を挟んだ異なる自治体でした。

前述のとおり、国県は町村単位での組合設立を推進しており、郡まで異なる両村には別々の組合を作るよう、何度も強力な指導があったそうです。

しかし、両村の関係者は敢えて行政枠を超えた、倉渕森林組

合を発足させました。

つまり、昭和三十年に倉渕村が誕生するより先に「倉渕」を名乗っていた訳です。

この事例は、林業という産業が、また、森林組合という組織の役割が、古来の地域性に密着したものであることを如実に示すものと言えると思います。

本組合は、榛名町・倉渕・箕郷町・高崎市の各組合が、それぞれの地域で積み重ねた歴史の歩みを尊重しつつ、新しい組織となったスケールメリットを最大限に発揮して、充実した組合運営に取り組んで参ります。

今後とも、関係各位の変わらぬご理解ご支援を宜しくお願い申し上げます。

第二十回

通常総代会開催

道の駅くらぶち小栗の里

多目的ホール

令和三年六月二十五日

総代会提出議案

○第一号議案

令和二度事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案承認について



- 第二号議案
令和三年度事業計画書承認について
- 第三号議案
経費の賦課金額及び賦課金徴収時期決定について
- 第四号議案
造林補助金取扱い手数料率決定について
- 第五号議案
一組合員に対する債務保証の最高限度決定について
- 第六号議案
借入金 の 最高限度額決定について

令和2年度 決算の概要

1. 組合員及び出資金

組合員数 (人)	出 資 金	
	出資口数(口)	出資金総額(円)
1,808	509,996	50,999,600

2. 貸借対照表

資 産		負債・純資産	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
流 動 資 産	240,971,937	流 動 負 債	50,121,462
固 定 資 産	36,503,253	固 定 負 債	15,249,727
		出 資 金	50,999,600
		利 益 剰 余 金	157,450,118
		資 本 準 備 金	3,654,283
資 産 合 計	277,475,190	負債・純資産合計	277,475,190

3. 損益計算書

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
事業総利益	102,778,311	法定準備金	4,900,000
事業利益	31,066,281	任意積立金	14,000,000
経常利益	32,033,103	次期繰越剰余金	17,168,141
特別損益	△ 3,661		
税引前当期純利益	32,029,442		
当期剰余金	24,219,242		
前期繰越剰余金	11,848,899		
当期末処分剰余金	36,068,141		

4. 剰余金処分案

- 第七号議案
役員報酬決定について
- 第八号議案
余裕金の預け入れ先金融機関決定について
- 第九号議案
定款等の一部改正承認について
- 付帯決議
※全ての議案について、原案のとおり可決・承認されました。



今回の通常総代会も昨年と同様に、新型コロナウイルス感染症の情勢を考慮し、規模を大幅に縮小しての開催とさせていただきます。

【主な対応】

- ・総代各位には、当日出席に代えて書面による議決権の行使を奨励いたしました。
- ・来賓はご招待いたしませんでした。
- ・開催時間の短縮に努めました。

合併までの経緯

平成3(1991)年3月	群馬県森林・林業活性化基本構想策定
平成4(1992)年6月	群馬県森林組合合併構想策定、公表
平成5(1993)年7月	森林組合合併促進特別対策協議会設立
平成12(2000)年6月	烏川地区森林組合広域合併推進協議会設立
平成13(2001)年2月27日	合併合意の成立、調印式の実施
平成13(2001)年4月2日	烏川流域森林組合設立登記完了

新植面積 (ha)	木材市況 スギ L=3m (円/m)	主 な で き ご と
20	14500	4月2日烏川流域森林組合発足／アメリカ同時多発テロ発生
16	8,500	第1回通常総代会開催／フォワーダ(運材車) U-3A導入
0	11,800	イラク戦争始まる／SARSの大流行
3	10,500	初の女性作業員の就業／新潟県中越地震発生
4	9,500	「愛・地球博」が愛知県で開催／個人情報保護法全面施行
14	9,800	群馬県産材センター稼働／わが国の人口、減少局面へ
13	11,200	ぐんまの木で家づくり支援事業開始(県)／防衛省が発足
17	10,000	リーマンショック発生／後期高齢者医療制度始まる
8	8,000	国が森林・林業再生プラン策定／裁判員裁判の開始
1	10,200	高崎観音山で群馬県植樹祭開催／小惑星探査機はやぶさ帰還
1	11,400	県森連の渋川県産材センター稼働開始／フォワーダU-3BGW導入／東日本大震災発生
6	10,800	森林経営計画に基づく間伐補助制度の開始
0	10,400	林産事業量 年間5,000m ³ を超える／アベノミクス始動
0	10,000	プロセッサ導入／ぐんま緑の県民税事業の開始
0	9,100	外国人観光客激増／地球温暖化対策「パリ協定」採択
0	9,400	フェラーバンチャザウルスロボ(作業道作設機)導入／高崎地区素材生産組合と民有林整備に関する労務協定を締結
4	10,200	トランプ米政権発足／出生数、統計開始以来初の100万人割れ
1	10,400	フォワーダF-801導入／高崎材木商組合と市産材安定供給協定を締結
0	10,550	作業班を森林整備課に組織変更／ロングリーチハーベスタ導入
4	11,040	コロナ禍で書面議決を推奨する方式での総代会開催

おかげさまで、合併から20年

平成13年4月2日、倉渕、榛名町、箕郷町、高崎市の4森林組合が合併し、烏川流域森林組合が誕生しました。

この合併は、林業地として一体的であるべき『流域』を単位に森林組合がまとまり、経営基盤を強固にし、地域林業の中核的な担い手となることを目的とするものであり、地域に暮らす人の生活圏、経済圏の拡大に伴うものでした。

今年4月で誕生から20年。これまでの組合のあゆみをご紹介します。

年 号		職 員 数 (人)	組 合 員 数 (人)	総 売 上 (千円)	林 産 事 業 量 (m)
管 理 部 門	作 業 班				
2001 ● 平成13年	7	20	2,066	256,179	914
2002 ● 平成14年	6	20	2,063	200,675	898
2003 ● 平成15年	7	18	2,041	145,937	1,639
2004 ● 平成16年	7	14	2,014	137,671	1,508
2005 ● 平成17年	7	13	1,994	124,746	1,913
2006 ● 平成18年	4	13	1,984	130,449	888
2007 ● 平成19年	6	14	1,979	130,757	1,472
2008 ● 平成20年	6	15	1,969	138,348	4,576
2009 ● 平成21年	6	15	1,968	137,458	3,369
2010 ● 平成22年	6	15	1,940	144,846	4,394
2011 ● 平成23年	5	14	1,930	124,963	4,327
2012 ● 平成24年	5	15	1,925	122,772	4,277
2013 ● 平成25年	5	13	1,917	117,930	5,065
2014 ● 平成26年	5	13	1,902	110,956	5,176
2015 ● 平成27年	6	13	1,891	136,943	6,004
2016 ● 平成28年	6	11	1,868	161,179	7,904
2017 ● 平成29年	6	11	1,860	168,218	9,131
2018 ● 平成30年	8	11	1,842	160,403	9,031
2019 ● 令和元年	8	11	1,823	165,727	8,998
2020 ● 令和2年	8	13	1,808	176,231	9,583

事務局情報

☆職員の動向

一、新規採用

令和三年四月一日付

指導課

技師補

江口 悟（二十九歳）



出身地 藤岡市

趣味 園芸、園芸用の

道具作り、道具
作り用機材の収集

好きな食べ物 唐揚げ

購入した住宅の庭がジャングル状態で、この整備を終えたときの達成感は何となく得難いものでした。

このような仕事は無いものかと探し回った末、森林組合の門をたたきました。

まだまだ指導を受ける身ですが、指導課に在籍しています。現在、森林の調査業務に従事しています。

林業は、災害リスクの減少や、地域の環境保全にもつながる職業です。このすばらしさを、多くの人に伝えられるとともに、低迷しているといわれる林業に活力を与える一助になりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

山林についてのお困りごとはお気軽に相談ください



組合員の皆さんの、所有林に関するお困りごとに職員が対応します。お気軽にご相談ください。

- ・所有している山林の場所、境界、樹種などがわからない
- ・伐採や施業（手入れ）をしたいが、どのように進めていいのかわからない
- ・所有している山林を手放したいなど

ご相談は、直接ご来所いただくか（電話で事前予約が必要）、メール、ファクス、電話で

メール：

info@karasugawa-shinrin.or.jp

ファクス：027-378-2305

電話：027-378-2030

組合員サービスの向上に努めます

森林組合は、「組合員が協同して経済、社会的地位の向上を進め、併せて森林の保続培養及び森林生産力の増進を図る」ことを目的に、組合員の出資により設立された協同組合です。

しかし、組合員であることのメリットがあまり実感できないという声も聞かれます。

◆現在の主なメリットは？

組合員には森林整備や購買品購入、立木証明書発行等の手数料を低くおさえた組合員単価が適用されます。また、組合主催の技術講習会への参加、広報誌等を通じての情報提供を受けることができます。

◆今後どうする

森林経営管理法をはじめとした新たな森林管理の仕組みが始まり、森林組合は地域林業の主たる担い手としての役割が期待されています。このような中、組合は組合員のための組織であることを再確認し、組合員の利



しっかりと根づくよう組合員の山にいてねいに植林

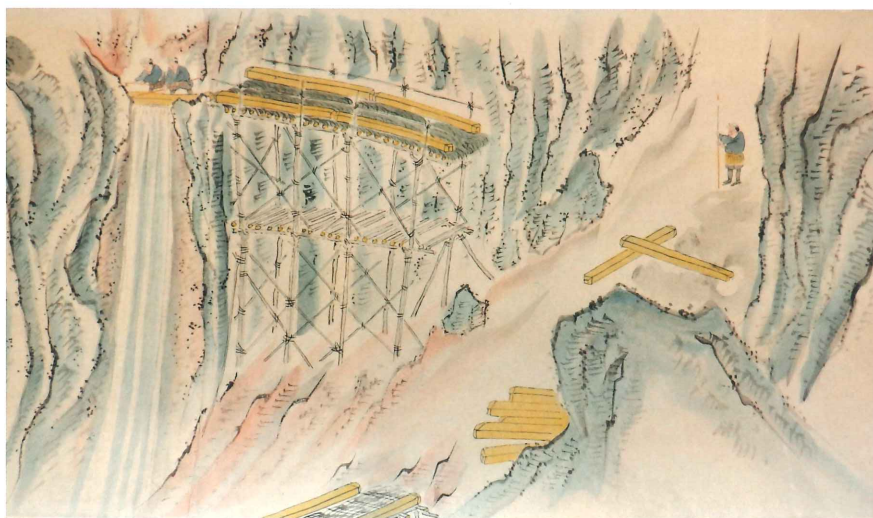
益向上を主眼に事業を展開していきます。

そのために、組合として組合員に対して「何ができるか」をしつかりと考え、組合員サービスを拡充し、森林所有者にとつて、なくてはならない存在となるよう努めていきます。

◆具体的には

すでに、今年度事業ではホームページの充実による情報発信機能の強化、講習会等の開催に向けて準備を進めているほか、今後十年間の計画である「森林組合系統運動」の策定にあたっては、その基本目標と位置づけられている「組合員サービスの向上」を職員全体で検討し、さまざまな施策を打ち出していきます。

高性能林業機械がある現代では、どんな奥山からでも木材を伐り出すことができます。その



急峻な山に栈橋をつくってケヤキを搬出

ような機械のない江戸時代、現倉渚町川浦の御林（幕府の直轄林）から大量のケヤキを伐り出し、水運によって江戸まで運ぶという難事業が行われました。倉渚町川浦の旧家には、江戸時代の末期に近い一八三四年（天保五年）から行われた、江戸城再建のための木材調達の事業のようすを克明に描いた、長さ十メートルにもわたる絵図が伝えられています。

絵図には、伐りだされたケヤキが、急峻な山からさまざまな技術、仕掛けを駆使して烏川まで降ろされ、川に流した木を現倉賀野町でイカダに組み、その後、利根川を経由し江戸まで運搬された様子が詳細に描かれています。

この貴重な絵図は、令和三年五月二十五日に、日本森林学会の四十二番目（群馬県では初）の林業遺産に認定されました。



森林組合法が改正されました

～経営基盤強化、組合員の確保、理事会の活性化が柱～

森林組合は地域林業の重要な担い手であり、この経営基盤をさらに強化するためには、組織運営に係る制度見直しが必要なことを背景に、4月1日付で森林組合法が改正されました。

また、この改正に伴う森林組合の定款については、6月25日開催の第20回総代会で改正が承認されました。

【改正森林組合法の概要】

① 森林組合間の多様な連携手法の導入

従来の合併の手法に加え、事業譲渡、吸収分割、新設分割が可能になりました。

② 正組合員資格の拡大

森林所有者の指定により正組合員となる場合の要件が、「推定相続人」となり、その人数制限が撤廃されました。

③ 事業の執行体制の強化

販売事業または法人経営について、実践的能力をもつ理事一名以上の配置が義務付けられるとともに、理事の年齢、性別に著しい偏りが生じないための配慮規定が追加されました。

また、組合事業に当たっては、森林の公益的機能の維持増進を図りながら、林業所得増大に最大限配慮する規定が盛り込まれました。



機械化により組合員の林業所得増大につなげる

「チェーンソーって重たいんだね」

職員が小学校で林業の授業



職員、子どもたちの双方が学んだ授業

八幡町にある市立八幡小学校では、児童の保護者が講師となつて授業を行う「学校ボランティア」を実施しています。

三月二十二日（月）、この学校の児童の保護者でもある本組合の職員が鮮やかなオレンジ色の作業着を身にまとい、五年生を対象に森林や林業について授業を行いました。

授業では、森林が木を育てる場所だけでなく、土砂崩れや地球温暖化にも役立っていること、そして、その森林を守るのが林業であることが伝えられました。

チェーンソーに触れる体験では、その重さに「チェーンソーって、こんなに重いんだ」と驚きの声が上がりました。

この驚きや体験が、森林や林業への理解を深めてくれることでしょう。

伐倒練習機を使い、 屋内で伐倒の腕を磨く 伐倒技術研修会を開催



普段とは違う環境での伐倒に多少とまどい気味

林業は、他産業と比べ労働災害の発生件数が多く、特に木の伐倒時の被災割合が高くなっています。いかに伐倒技術を高めるかは、安全の確保だけでなく作業効率向上のための重要な課題です。

三月十六日、組合では職員の伐倒技術向上のため、県立農林大学校を会場に伐倒技術研修会を開催。森林整備課職員十三名が「伐倒練習機」を用いた研修を受講しました。

「伐倒練習機」は、天候に左右されず、危険性も軽減しながら、屋内で正しい伐倒技術が習得できるよう、群馬県が令和二年度に導入した機械で、傾斜角の変えられる基礎に、実際の樹木のように丸太を立てて固定し、受講生がチェーンソーを使って伐倒するというもの。

自信をもって臨んだものの、伐倒方向が予測から大きくずれたり、切断面が傾いていたりなどに一喜一憂し、自らの癖を把握、矯正しながら腕を磨きました。



杉に挟まれ狭くなった参道。
あと何年通れるかな？

連載

烏川流域の巨樹・巨木 Vol.2

倉渚町三ノ倉

戸榛名神社の大杉

～地域を見守り500年～

巨樹・巨木は、その地域の歴史とともに歩み、文化を育んできた地域の宝です。組合の管内にも多くの巨樹・巨木があります。管内の木々を皆さんに紹介します。

倉渚町三ノ倉の高崎市倉渚支所北側に戸榛名神社があります。

この神社の創建ははっきりしませんが、室町時代に三ノ倉の氏神であった社が、榛名神社からの分霊を受け「外榛名（戸榛名）神社」になったといわれています。また、榛名神社のいくつかの参詣路の入口には、戸榛名神社があり、この神社もその一つに数えられます。

参道の石段基点を左右から挟むようにそびえる二本の大杉は、樹齢約五百年と推定され、樹高は約四十三m、幹回りはお互に約五、

八m、左が六、四mあります。平成十七年に高崎市指定天然記念物に指定されています。



地球温暖化の原因は、地球を覆う温室効果ガスが増えすぎて、地球の温度調節ができなくなってしまうことにあります。温室効果ガスの中でも、石油などの化石燃料を燃やすことにより発生する二酸化炭素が最大量を占めています。

そんな中、注目されているのが木質バイオマスの活用です。木質バイオマスは、再生可能な資源としての木材のことです。しかし、木を燃やすと、当然、二酸化炭素が発生してしまいます。なぜこれが、地球環境に優しいエネルギーなのでしょうか。

●二酸化炭素の発生量は 差し引きゼロ

樹木は光合成の際に、二酸化炭素を吸収します。エネルギーを得るために、この樹木、すなわち木質バイオマスを燃やすと、再び二酸化炭素が発生してしまいます。しかし、樹木の伐採後に森林が再造成されれば、成長に伴って再び二酸化炭素が吸収されます。このようなサイクルがあり、木質バイオマスをエネルギーとして燃やしても、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないことから、これをカーボンニュートラルといいます。

●未利用間伐材などの活用

森林整備に伴い発生する未利用間伐材は、わが国全体で年間二、〇〇〇万mにもなります。これを無駄なく環境に優しいエネルギーとして発電などに使うことができれば、地球温暖化防止にも役立つとともに、山村地域に資金が循環し、土砂流出の防止や水源のかん養など森林のもつ公益機能が発揮できる森林整備を進めることができます。

SDGsの手法を用いた 鳥川流域森林組合 持続的な成長のための戦略を策定

SDGs（持続的な開発目標）は、国連で採択された2030年を期限として目指す、国際的な目標です。

森林組合では、2030年に向けての目標を立て、目標達成のために取り組むべき事業を明確にし、さらには、それらがSDGsのどの目標に貢献できるのかを取りまとめ、戦略として打ち出しました。

2030年の鳥川流域森林組合の あるべき姿（目標）と取組項目、SDGsへの貢献

目標 1 森林の恵みに感謝し、地球環境保全のため、豊かな森林を未来に引き継ぐ森林組合となる

取組

- ・森林資源の循環サイクルを途絶えさせない事業展開
- ・森林の公益的機能が高度に発揮できる森林整備の推進など

SDGs



目標 2 健全な森林を育成し、林業と山村地域の活性化に貢献できる森林組合となる

取組

- ・施業集約化の推進、搬出間伐・主伐の推進による利益の還元
- ・高性能林業機械の積極的な導入、高密度路網による低コスト林業の推進など

SDGs



目標 3 木材産業を通じて、川上から川下まで、積極的な連携で相乗効果を発揮する森林組合となる

取組

- ・連携による森林組合系統としての強い基盤づくり
- ・地域の異業種との連携による林業振興、木材活用の推進など

SDGs



目標 4 自主・自立、民主的運営を基本に、地域に信頼される森林組合となる

取組

- ・積極的な情報発信、森林組合の認知度の向上
- ・サービス向上による、組合員であることの「お得感」づくりなど

SDGs



目標 5 環境を守り、資源を育てる誇りある仕事を通じて、生きがいが得られる森林組合となる

取組

- ・労働安全衛生の確保、キャリアアップのための諸制度の充実
- ・職員の待遇改善、福利厚生制度の充実 など

SDGs



群馬県が 「森林・林業基本計画」を策定 林業・木材産業の自立に向けての ガイドライン



充実した森林資源等を生かして、「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への飛躍を目指した前期の計画期間が終了。このほど、次の10年間の群馬県林業の基本方針と具体的な施策が示された「群馬県森林・林業基本計画（2021-2030）」が策定されました。

群馬県の森林・林業が目指す姿

資源と資金が林業で循環する「県産木材による自立分散型社会」



これを実現するには、林業・木材産業の自立が必要であり、これを実現するために、次の3つの基本方針を樹立

- ①林業の競争力強化……………流通加工の基盤強化、需要拡大、林業システムの改革、きのこ産業の再生
- ②森林の新たな価値の創出……新たな森林資源活用、森林ビジネスの創出
- ③森林の強靱化……………防災・減災、災害への適応力向上

基本方針に沿った施策によって実現を目指す林業・木材業の改革は次の2点

改革1 大胆な構造改革により産業としての自立を実現

木材需要を重視した産業構造への転換、デジタル化等による原木安定供給体制確立、大型製材工場の誘致による低コスト化の推進、既存製材工場の高付加価値型への転換

改革2 高コスト体質からの脱却と収益性の向上

森林の特性・地理的条件に応じた「森林ゾーニング」を導入し、ゾーンに対応した施業の実施

薪割機を貸し出します

薪の炎で癒されたい、環境にやさしいエネルギーを使いたいと薪ストーブを導入する家庭が増えています。しかし、意外に苦労するのが薪づくり。斧で薪を割るのは大変な作業です。

そこで、組合では組合員のために、薪割機の貸し出しを始めました。機種は、破砕力8tの



コンパクトでも力持ちの優れもの

アメリカ製の（エンジン）は、軽トラに積載可能です。

貸出料金は一日一、一〇〇円（税込）です。貸出を希望する人は、事前に電話で空き状況をご確認のうえお申し込みください。

☎ 027-378-2030

森林組合からのお知らせ

苗木の注文を承ります

スギ、ヒノキ、カラマツ、コナラ等の苗木の注文を承ります。来春に植栽を予定している方は、お早めにご連絡下さい。ご連絡をいただいた方に、苗木価格が決まり次第、注文用紙を送付いたします（二月頃予定）。

なお、樹種によっては品薄のためご希望に沿えない場合もあります。

◆木竹粉碎機（チップ）の貸出しについて

高崎市から委託を受け、木竹粉碎機（チップ）の貸出し（有料）を行っております。

利用（貸出し）の詳細は、組合事務所へお問い合わせください。

◆利用できる事業

- ・高崎市内の地域団体等による、
- ・ぐんま緑の県民基金事業
- ・里山元気再生事業
- ・その他、管理責任者が特に認める事業

※営利目的の事業には利用できません。

目立て講習会開催のお知らせ

チェンソーや刈払機のご使用にあたり、刃の目立ては安全面と作業効率面で大変重要です。

今回、組合員様向けの目立て講習会を開催します。日常メンテナンス方法等もお問い合わせいただけます。普段お使いの機械をご持参のうえ、どうぞお気軽にご参加ください。

【日時】※雨天決行

令和三年十一月六日（土）

午前八時三〇分から正午まで

【場所】

烏川流域森林組合の倉庫前

（本組合事務所の裏手）

【講師】

本組合の森林整備課職員

【持ち物】

チェンソー・刈払機・工具

（丸ヤスリ、プラグレンチ等）。

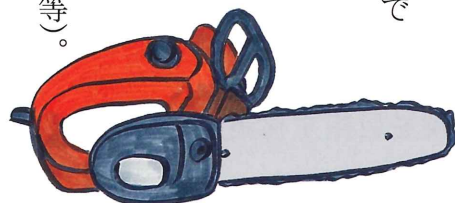
【服装】

作業のできる服、靴、手袋。

お持ちの方は防塵眼鏡。

【その他】

- ・目立て道具等の販売・注文も行います。
- ・感染症対策のため、マスク着用、健康状態チェック等にご協力をお願いします。



◆組合員資格の変更手続きについて

相続、譲渡等による組合員情報（名義、住所、所有森林面積など）の変更が生じた場合は、森林組合への届け出が必要となります。

届出手続きの詳細につきましては、組合管理課へお問い合わせください。

◆立木の伐採申請

手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。

また、保安林に指定されている区域の立木を伐採する場合、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。※詳細は、森林組合にご相談ください。

●購買品の案内

刈払機用チップソー、ナタ、ノコ、熊ベルのほか各種林業資材を扱っています。

お気軽にお問い合わせください。

皆様の大切な森林を守ります

烏川流域森林組合

〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303

(TEL) 027-378-2030 (FAX) 027-378-2305

(URL) <http://karasugawa-shinrin.or.jp/>